

1. プロジェクトの背景事情

- ①現在の法学教育の問題点の一つに、学生が法学学習に円滑に入り込めない(要するに、法学は「取っつきにくい」ということがあります)。
- ②小樽商大の学生のほとんどが道内出身者です。



2. プロジェクトの方向性

上記1②の事情を活かして、上記1①の問題を解決できるのではないかと、すなわち、小樽商大ならではの法学教育ができるはずだと考えました。

その解決策が、「北海道を舞台とする法律紛争を教育素材とすればよい(学生が関心を持ってくれるはずである)」ということです。



3. 具体的な方策

(1)『北海道判例集』の作成

法学導入教育の教材として、『北海道判例集』を作成しました。この判例集を用いた法学教育を平成27年度から実施予定です。

なお、この判例集の特長は次の2点です。

- ①北海道を舞台とする裁判例を取り上げました。
- ②単なる判例解説ではなく、北海道ならではの特徴や背景事情があると思われる場合には、それらも記載しています。

(2)ゼミナールでの実地調査

学生自身と法律紛争の現地(当然、道内です)を訪れ、関係者ヒアリング等を実施することにより、法律紛争の解決手段としての法学の意義を肌感じてもらいました。